

○厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例施行規則

平成15年7月1日

規則第47号

改正 平成22年3月31日規則第26号

平成31年4月26日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例（平成15年厚木市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置方法等)

第2条 条例第9条第1項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 自動販売機から5メートル以内にあるもので、空き缶等を回収するために適切な場所に設置してあること。
- (2) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (3) 容積は、自動販売機1台につき30リットル以上で、空き缶等の散乱を防止するために十分な大きさであること。
- (4) 空き缶等以外の物を入れてはならない旨の表示があること。
- (5) 安定性があり、容易に転倒しないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる自動販売機に係る回収容器は、前項に掲げる要件を備えることを要しない。

- (1) 事務所、工場その他の事業所に特定の者の利用に供するため設置された自動販売機
- (2) 店舗、病院その他の建物の中に設置されたものであって、当該建物に立ち入らなければ利用することができない自動販売機
- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置された自動販売機

(係留を要しない動物)

第3条 条例第14条に規定する規則で定めるものは、警察犬、盲導犬その他の高度な訓練を受けた動物とする。

(路上喫煙禁止区域の指定の告示)

第4条 条例第17条の2第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定した路上喫煙禁止区域の名称及び区域

(2) 指定年月日

(平22規則26・追加)

(路上喫煙防止指導員)

第5条 市長は、条例第18条の2の規定による指導を行わせるため、路上喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）を置くことができる。

2 指導員は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、その身分を示す証明書（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平22規則26・追加)

(公表の方法等)

第6条 条例第20条第3項の規定による公表は、厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）第2条第2項に規定する市役所の掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 違反の事実及び当該違反に対する命令の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

(平22規則26・旧第4条繰下・一部改正)

(身分証明書)

第7条 条例第21条第2項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、第2号様式とする。

(平22規則26・旧第5条繰下・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則26・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第26号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第22号)

この規則は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(表)

身分証明書	
写真	所属 氏名
上記の者は、厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例施行規則第5条第1項の規定による路上喫煙防止指導員であることを証明する。	
年 月 日	厚木市長 印

(裏)

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例施行規則(抜粋)

(路上喫煙防止指導員)

第5条 市長は、条例第18条の2の規定による指導を行わせるため、路上喫煙防止指導員(以下「指導員」という。)を置くことができる。

2 指導員は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、その身分を示す証明書(第1号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第2号様式(第7条関係)

(表)

立入調査員証	
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">写真</div>	所属 氏名
<p>上記の者は、厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例第21条第1項の規定に基づき立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	厚木市長 印

(裏)

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例(抜粋)

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に自動販売機が設置されている土地又は建物に立入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 1 号様式（第 5 条関係）

（平22規則26・追加、平31規則22・一部改正）

第 2 号様式（第 7 条関係）

（平22規則26・旧別記様式・一部改正、平31規則22・一部改正）